



出生届を出された方へ



お子さまのご誕生おめでとうございます。

出生時に必要な手続きは次のとおりです。出生届を出されたら、あわせて手続きをしてください。

1. 児童手当（出生日の翌日から15日以内にお手続きください）

18歳（満18歳に達した日以後の最初の3月31日）までのお子さまを養育している保護者に支給されます。

支給日は偶数月7日（土日祝日の場合は前日の営業日）で、前月までの2カ月分を支給します。

公務員の方は、お勤め先の官公庁でお手続きください。

*手続きに必要なもの

○1 人目のお子さまの場合

- ・請求者（保護者）と配偶者の「個人番号カード」又は「通知カード」等の個人番号確認書類
- ・請求者（保護者）の健康保険の「資格情報のお知らせ」「資格確認書」
- ・請求者（保護者）名義の振込先の分かるもの（預金通帳・キャッシュカード等）

○2 人目以降のお子さまの場合

- ・請求者（保護者）の健康保険の「資格情報のお知らせ」「資格確認書」

※いずれもコピー可

※代理人の場合は、委任状等と代理人の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。



2. こども医療費受給資格者証

18歳（満18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの保険診療分の医療費を助成します。

*手続きに必要なもの

- ・お子さまの健康保険の「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」のコピー

＜お問合せ先＞ こどもみらい課（市役所1階8番窓口）
電話：32-5554

3. 出産育児一時金（お母さんが加入している健康保険の保険者で手続き）

各種健康保険に加入している被保険者及びその被扶養者が出産した場合、出産育児一時金が支給されます。加入している健康保険にお問い合わせください。

※玉野市国民健康保険に加入している被保険者が出産した場合、世帯主に出産育児一時金が支給されます。

出産に際し医療機関と「直接支払制度」を利用する契約を交わしている場合、出産育児一時金の申請は不要です。但し、出産育児一時金について差額が発生している（出産費用が50万円より少額）方は、差額申請の手続きが必要です。対象の方には保険年金課から申請書が届きますのでご確認ください。

＜お問合せ先＞ 保険年金課 電話：32-5528

他の市町村に住民票のある方は、住民票のある市町村で手続きが必要です。詳しくは各市町村へお問い合わせください。